

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

1 永住者の在留資格をもって在留する者が、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）に規定する義務を遵守せず、又は故意に公租公課の支払をしないこと等を在留資格取消事由として整備する改正について、行わないこととすること。
（入管法第二十二條の四第一項関係）

2 1に関連して、永住許可の要件の明確化、永住者の在留資格の変更及び在留資格の取消しに係る通報に関する改正について、行わないこととすること。

（入管法第二十二條第二項、第二十二條の六及び第六十二條の二関係）

3 その他所要の規定を整理すること。